



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 萩 尾 陽 平
(コード番号 : 2588 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 広 報 I R 部
電 話 (TEL. 03-6864-0980)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日付取締役会の決議により、2022年6月22日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社子会社による今後の事業展開等を考慮し、事業目的に貨物運送事業、利用運送事業等の物流に関わる事業を追加する変更を行うものであります。

(2) 株主総会書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年中に施行されますので、株主総会参考資料等の電子提供制の導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日(予定) | 2022年6月22日 |
| (2) 定款変更の効力発生日(予定) | 2022年6月22日 |

3. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

※下線部が変更箇所であります。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)～(30) (条文省略)	(1)～(30) (現行どおり)
(新設)	<u>(31)貨物自動車運事業、貨物利用運送事業、倉庫業およびその他の物流に関する事業</u>
<u>(31) (条文省略)</u>	<u>(32) (現行どおり)</u>
第2条～第12条の2 (条文省略)	第2条～第12条の2 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 15 条～第 44 条の 2 (条文省略)</p>	<p>第 15 条～第 44 条の 2 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第 1 条～第 2 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり) <u>(電子提供制度に関する経過措置)</u> <u>第 3 条 第 16 期定時株主総会の決議に基づく変更前の第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および同決議に基づく変更後の第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、「会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 条) 附則第 1 条ただし書に規定する改定規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の基準日とする株主総会については、変更前の定款第 14 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則第 3 条の規定は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上